

## 「損害保険研究」投稿基準

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

### I. 「損害保険研究」の発行月、投稿締切等

下記スケジュールを確認の上、執筆をご計画ください。

#### 1. 発行回数・発行月

5月、8月、11月および2月（翌年）の4回、いずれも25日発行（当日が土日祝日の場合は次の平日）

#### 2. 原稿提出締切日

発行日の4か月前（1月、4月、7月および10月の各下旬）

なお、査読申請論文については、申請から査読を経て論文掲載に至るまでに相応の時間がかかることにご留意ください。

#### 3. 原稿の審査

編集委員会において、掲載の可否、論文の種類等の審査を行います。

査読申請論文については、編集室・編集委員会にて検討の上、査読委員2名による査読を行います。

### II. 掲載論文の種類

#### 1. 査読論文

(1) 論文は、損害保険とその関連分野に関する研究・調査を内容とするものであって、未投稿・未発表のものとします。

(2) 査読審査を希望する場合は、当研究所が定める「査読申請書」とともに原稿を提出してください。

(3) 査読申請論文が次の基準をすべて満たす場合は、「査読済み論文」の表記とともに『損害保険研究』に掲載します。

① 損害保険分野またはその関連分野の研究として、独自性、独創性および新規性（オリジナリティ）のある見解を示すものであって、同分野の研究成果の蓄積に貢献するものであること。

② 当該研究に関する主要な先行研究を正しく踏まえた研究であること。

③ 既存見解と独自見解とが区別して論述されていること。

④ 事実および論理に誤りがないこと。また、評価および論理が明瞭で分かりやすく、かつ、一貫していること。

⑤ 事実および既存見解について、その出典または引用文献が正しく明示されていること。

⑥ 未公表の内容であること。

#### (4) 原稿の審査

受領した査読申請論文は、まず編集室において予備審査を行います。予備審査を通過した申請論文は、編集委員会で検討し、査読に付すと判断された場合には、査読委員2名による査読を行います。

## 2. 研究論文・研究ノート等

- (1) 論文は、損害保険とその関連分野に関する研究・調査を内容とするものであって、未投稿・未発表のものとしします。
- (2) 投稿者は、当研究所が定める「投稿確認書」とともに原稿を提出してください。
- (3) 提出された原稿は、まず編集室において予備審査を行います。次に、編集委員会においてその内容を審査し、掲載の可否および掲載する場合の区分（次の①～③）を決定します。
  - ① 研究論文  
損害保険およびその関連分野に関する学術的または実務的な研究の成果を表す論稿で、新規性、独自性等の要素が評価されたものをいいます。  
(注) **投稿確認書に新規性、独自性等の根拠を記載**していただきます。
  - ② 研究ノート  
研究論文の準備段階と位置付けられるものまたは主として実務的な調査等の成果を表す論稿で、本誌へ掲載することが適当であると評価されたものをいいます。
  - ③ 判例評釈  
特定の判例を研究、評価する論稿をいいます。ただし、「損害保険判例研究会」における判例報告を除きます。

## III. 執筆要領

### 1. 原稿枚数とファイル形式

- ① A4用紙（ワード）にMS明朝 10.5ポイント打ち、40字×36行で図表を含めて17枚までとしします。
- ② 余白は、上下左右30mmで設定してください。
- ③ 注書は、頁脚注（巻末脚注不可）とし、活字の大きさは9ポイントとしします。
- ④ 図表については、印刷工程上エクセルファイルでもご提供ください。

### 2. アブストラクトとキーワード

論稿本文の冒頭に、**アブストラクト（400字以内）とキーワード（3語以内）**を記載してください。

### 3. 項建て

- ① 「査読論文」、「研究論文」および「研究ノート」は、基本的に投稿者の任意設定で可としします。
- ② 「判例評釈」については、次のとおりとしします。
  1. 事実の概要
  2. 判旨
  3. 検討

(注) 各々の下の項番号は、(1)、①としします。

### 4. 文献等の表記方法

日本保険学会の「保険学雑誌 出典表示方法および参考文献作成原則」に準じます。<http://www.js-is.org/wp-content/uploads/2011/06/reference.pdf>

### 5. 謝辞の記載

謝辞の記載は、認めないものとしします。ただし、研究助成を受けている論文については、その旨を記載することができます。

### 6. 原稿の送付方法

**本文および図表の原稿ならびに「査読申請書」または「投稿確認書」を e-mail に添付**して後掲8記載のメールアドレスへ送信してください。すべて、ワード

(図表についてはエクセル) ファイルでご提供ください。

7. 校正

執筆者の校正は、原則として再校までとします。

8. 原稿提出および照会先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 澤本百合  
電話：03-3255-5513 E-mail：y.sawamoto@sonposoken.or.jp

IV. その他

1. 著作権について

投稿論稿の著作権は、執筆者に帰属します。ただし、「損害保険研究」に掲載された論文を他紙誌または Web サイト等に転載する場合は、事前に当研究所にご照会ください。また、「損害保険研究」掲載論文については、次のことをあらかじめご了承ください。

①当研究所がアーカイブ化などの複製を行い、当研究所または論文データベースの Web サイトに掲載すること。

②当研究所がアブストラクトを報道機関に提供し、報道機関がこれを新聞等に掲載すること。

2. 抜刷り

30 部までは無料にて提供します。(追加分は 1 部 200 円で作成します。)

3. 原稿料の支払い

掲載論文については、当研究所の規程により原稿料を支払います。

「査読申請論文」として投稿された論稿については、原稿料を支払いません。

以 上